

創刊号

きょうたんと の都市計画

平成17年1月25日発行

編集：京丹後市 建設部
都市計画・建築住宅課
〒629-3101【網野庁舎】
京丹後市網野町網野353番地の1

電話 69-0530
FAX 72-5421
URL <http://www.city.kyotango.kyoto.jp>

〇〇〇 都市計画広報紙発刊について 〇〇〇

【発刊の目的】

市民の皆様におかれましては、都市計画について、旧町時代から一定ご理解いただいていた方もお有りとは思いますが、中には京丹後市になって初めて「都市計画」という名称を耳にされた方も、また多いのではないのでしょうか。

そこで当課では、市民のみなさんから都市計画についてより広くご意見をいただくためにも、まず都市計画の基礎知識をご理解いただくことが重要と考え、全市民のみなさん向けに「都市計画広報紙」を発刊することといたしました。

【京丹後市の都市計画の現状】

合併前の丹後旧6町のうち、峰山町と網野町が昭和33年に「都市計画区域」の決定を受け、それぞれの町の建設課などで都市計画事業を実施してきました。

京丹後市においては「峰山町全域」と「網野町の一部地域（網野・浅茂川・下岡・小浜）」が、現在も引き続き「都市計画区域」となっています。

新市として新たな都市計画区域を見直すまでの当面の間は、そのままの都市計画区域を引き継ぐこととなります。

【都市計画専門部局の設置】

平成16年4月の京丹後市の誕生に伴い、都市計画専門部局として建設部に都市計画・建築住宅課が設置されることとなりました。

新たな行政部門の担当課として、職員の都市計画行政知識や運用技術、啓発力の研鑽は当然ですが、担当職員もまだまだ未熟ですので、市民のみなさんの叱咤もいただきながら、より良い「都市計画づくり」、「まちづくり」を目指せればと考えています。

【都市計画マスタープラン】

現在、京丹後市として都市計画の基本方針である「都市計画マスタープラン」策定のため、基礎調査等作業の準備を進めています。

またこのマスタープラン策定にあたっては、「京丹後市総合計画」との整合はもちろんですが、その作業の透明性や市民提言の反映、市民との協働なども重要なことと考えています。

更には京丹後市全体の視点から課題整理をおこない、新たな都市計画区域設定の検討を行なうことが大切なことと考えています。

京丹後市 都市計画 区域図（峰山・網野）



網野都市計画

京丹後市の都市計画区域

京丹後市には **網野都市計画** と **峰山都市計画** の2つの都市計画区域があります。

網野都市計画 は旧網野町の網野・浅茂川・下岡・小浜の4地区13.13km²が、合併後も引き続いて都市計画区域となっています。

峰山都市計画 は旧峰山町全域67.45km²が、合併後も引き続いて都市計画区域となっています。

丹後6町が合併した京丹後市全体の面積が501.83km²ですので、そのうち約16%の地域が都市計画区域内となります。

峰山都市計画

凡 例

都市計画
区域界



「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を、複写したものである。（承認番号 平16 近複、第166号）」

平成16年4月現在 京丹後市 建設部 都市計画・建築住宅課

都市計画の変遷

	全 国	網野町	峰山町
大正 8 年	(旧) 都市計画法制定 3 用途地域を定める		
昭和 25 年	建築基準法制定 4 用途地域を定める	合併で網野町誕生	
昭和 31 年			合併で峰山町誕生
昭和 33 年		4 月 都市計画区域設定 (町内 4 地区で)	12 月 都市計画区域設定 (町全域で)
昭和 43 年	(新) 都市計画法制定 決定権限を知事・市町村に 市街化区域・市街化調整区域 の※ 区域区分 が創設される	区域区分 は設けず (通称「線引き」)	区域区分 は設けず (通称「線引き」)
昭和 45 年	建築基準法改正 容積率制限採用		
平成 4 年	都市計画法改正 市町村 マスタープラン 創設	マスタープラン 未策定	マスタープラン 未策定
平成 12 年	都市計画法改正 全ての都市計画に「都市計画 区域の整備、開発及び保全の 方針」を定めることとなる (都道府県)		
平成 16 年		4 月 京丹後市誕生 「網野都市計画」の 「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針」 を決定(京都府)	「峰山都市計画」の 「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針」 を決定(京都府)

マスタープラン 策定準備中

編集後記

この広報紙については、今後も継続発行を考えています。

都市計画について市民の皆さんの率直な疑問・意見等お聞かせいただき、それらのこと
がらによる紙面構成や都市計画行政への反映も考えていますので、都市計画についてのご
質問・ご意見等、あなたの声を都市計画・建築住宅課までお寄せ下さい。

投稿内容によっては紙面掲載も予定していますので、連絡先と掲載可否を明記いただき
ますようお願いいたします。

◎次回発行は 3 月 25 日を予定しています。

※ **区域区分** (通称「線引き」) 等、都市計画に係る用語の内容説明は、次号以降の紙面で記事
掲載いたします。

都市計画への質問等
お寄せください！